

欧州連合司法裁判所，登録共同体意匠の排他権について判示

2012年2月21日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州連合司法裁判所（CJEU）は、2月16日、登録共同体意匠によって付与される第三者による当該意匠の実施を防止する排他権は、第三者が後の登録共同体意匠を取得したか否かに関係なく適用される旨、判決を下した（C-488/10）。

本件は、Cegasa 社が、PROIN 社の販売する製品について、情報に通じた利用者（informed user）に対して当該製品が Cegasa 社の登録共同体意匠と異なる全体的印象を生じさせないため、登録共同体意匠の侵害であるとしてアリカンテ商事裁判所に訴訟を提起していたもの。

これに対して、PROIN 社は、後に共同体意匠を出願し登録した上で、自らも登録共同体意匠を有していることから、これが無効とされない限りにおいては、Cegasa 社の登録共同体意匠による排他権は及ばないとの主張を行っていたところ、アリカンテ商事裁判所は、共同体意匠規則（共同体意匠に関する2001年12月12日の理事会規則No.6/2002）第19条(1)に規定されている「第三者がその意匠を実施することを防止する排他権」が適用される範囲について CJEU に対して質問を付託した。

CJEU は、「第三者による当該意匠の実施を防止する権利は、情報に通じた利用者に対して異なる全体的印象を生じさせない意匠を実施する全ての第三者に適用され、後の登録共同体意匠の権利者である第三者も含む」との解釈を示した。

同判決は、欧州ユーザーからも総じて妥当であると受け止められている模様。

<本件の経緯>

Celaya Empananza y Galdos Internacional SA（Cegasa 社）は、交通信号の目的に利用される誘導標識を構成する登録共同体意匠第 00421649-0001 号の権利者であり、当該意匠は 2005 年 10 月 26 日に OHIM に出願され、2005 年 12 月 13 日に共同体意匠登録簿にて公開された。

Proyectos Integrales de Balizamiento SL（PROIN 社）は、2007 年末に標識（H-75）を市販した。その標識が共同意匠登録第 00421649-0001 号とは異なる全体的印象を与えていなかったとの立場から、Cegasa 社は、2008 年 1 月に PROIN 社に対する裁判外の停止要求を行った。PROIN 社は、いかなる侵害についても否定したが、それにもかかわらず、そのデザインを変更する対応をした。Cegasa 社は、PROIN 社に対して、2008 年 3 月に再度停止要求を行っ

た。

PROIN 社は、2008 年 4 月 11 日、交通信号の目的に利用される誘導標識を構成する登録共同体意匠を求めて、OHIM に出願を行い、2008 年 5 月 7 日に共同体意匠登録簿にて第 000915426-0001 号として公開された。

他方、Cegasa 社は、アリカンテ商事裁判所に対して、登録共同体意匠の侵害について提訴を行った上で、登録共同体意匠第 00421649-0001 号の権利者として、PROIN 社の H75 誘導標識器具の提供、宣伝、広告、備蓄、販売および流通は、共同体意匠規則によって Cegasa 社に対して与えられた権利の侵害を構成する旨、主張した。

PROIN 社は、侵害訴訟に対する異議を訴え、とりわけ、PROIN 社によって販売された標識は、同様に登録された共同体意匠の再現品であるため、Segasa 社は、登録共同体意匠の侵害を主張する手続を提訴するための提訴権 (locus standi) を有していないと主張した。さらに、PROIN 社は、当該意匠登録が無効とされるような時点までは、その権利者は共同体意匠規則のもとで実施する権利を享受することができ、したがって、当該権利の行使は侵害とみなされてはならないと論じた。

<CJEU へ付託された質問>

アリカンテ商事裁判所は、CJEU に対して、次の質問を付託した。

1. 登録共同体意匠によって付与される排他権の侵害訴訟において、共同体意匠規則第 19 条(1)に規定される第三者の実施を防止する権利は、情報に通じた利用者に対して異なる全体的印象を生じさせない他の意匠を実施するいかなる第三者に対しても適用されるか、または、当該意匠が無効であると宣言されるような時点まで、自身の名義において登録された後の共同体意匠を利用する第三者は除外されるか？
2. 最初の質問に対する回答は、第三者の意図と関連しないか、さもなければ、製品が先の意匠に由来する権利を侵害するという理由に基づいて、その製品の販売の停止を求める、先の共同体意匠の権利者からの裁判外の停止要求を受ける前に、第三者が後の共同体意匠を出願し登録したか否かが決定的な点であるというように、第三者の行為によるものであるのか？

<CJEU の判示事項の概要>

付託された質問に対し、CJEU は次のとおり判示した。

1. 共同体意匠規則第 19 条(1)は、登録共同体意匠によって付与される排他権の侵害に関する

訴訟において、第三者による当該意匠の実施を防止する権利は、情報に通じた利用者に対して異なる全体的印象を生じさせない意匠を実施する全ての第三者に適用され、後の登録共同体意匠の権利者である第三者も含む、と解釈されなくてはならない。

2. 最初の質問に対する回答は、第三者の意図や行為と関連しない。

<参考：関連条文の仮訳>

共同体意匠規則 (EC)No 6/2002)

第 19 条 共同体意匠によって付与される権利

(1) 登録共同体意匠は、その所有者に対し、当該意匠を実施し、かつ、所有者の同意を得ない第三者がその意匠を実施することを防止する排他権を付与するものとする。前記の実施には特に、その意匠が組み込まれるか又は適用される製品の製造、申出、市場投入、輸入、輸出若しくは使用、又はそれらの目的での当該製品の貯蔵を含めるものとする。

(2) ただし、無登録共同体意匠は、その所有者に対し、異議を申し立てられた実施が保護意匠の複製から生じている場合にのみ、(1)にいう行為を防止する権利を付与するものとする。異議を申し立てられた実施が、所有者により公衆の利用に供された意匠を熟知しているとは合理的に考えられない意匠創作者による独立した創作作品から生じている場合は、その実施は、保護意匠の複製から生じたものとみなさない。

(3) (2)は、公告延期の対象である登録共同体意匠に対しても、その意匠に係る登録簿の記載事項及びファイルが第 50 条(4)に従って公衆の閲覧に供されていない場合に、適用するものとする。

－ CJEU の判決文は、以下参照 －

[JUDGMENT OF THE COURT \(First Chamber\)](#)

(以上)